

4. 県単事業

| 事業名 | 区分 | 負担割合 | | | 採択基準 |
|-------------------------------|--|------|-----|-----|---|
| | | 国 | 県 | その他 | |
| 県単農地地すべり防止 施設長寿命化事業 防災G | 地すべり防止施設の 老朽化等に伴う 更新・補修等 ア、工事請負費 イ、委託料 ウ、公有財産購入費 エ、補償・補填 及び賠償金 オ、需用費 | - | 100 | - | 農地地すべり防止施設長寿命化事業実施要 綱(H23.4.1 施行)によるものとする。 1. 地すべり等防止法第2条第3項に規定する地 すべり防止施設に係るものであること。 2. 地すべり防止区域内における地すべり防止 施設の補修等に係るものであること。 (農村振興局所管) 3. 地すべり防止区域の表示に関するもの。(農 村振興局所管) 4. 地すべり対策事業(地すべり防止施設長寿命 化対策工事)の実施に必要な諸条件について 調査し、事業計画を立案する調査であること。 |
| 県単県営緊急 地すべり対策事業 防災G | 緊急地すべり防 止工事 (1) 防止施設本 体工事 (2) 防止施設本 体工事に合わ せ受益が発生 する場合 | - | 100 | - | 県単県営緊急地すべり対策事業実施要綱 (H23.4.1 施行)によるものとし、対象となる工事は 次の(1)~(6)に掲げる条件を全て満たすこと。 (1) 施行の対象地区は、農村振興局所管地すべ り防止区域に指定された区域内または、地 すべり防止指定予定区域内にあること。 (2) 次のいずれかの条件に該当する小規模な防 止工事であること。 ①多量の崩土が溪流又は河川に流入して 下流河川に被害を及ぼす恐れのある場 合。 ②鉄道(私鉄を含む)、国県道、市町村道、 農道、集落道、林道及びその他公共施設 などに被害を及ぼす恐れのある場合。 ③官公署、学校、病院、集会所などの公共 建物に被害を及ぼす恐れのある場合。 ④農地 1ha 以上及び農業用施設に被害を 及ぼす恐れのある場合。 【農地 5a 以上 1ha 未満の場合であって、 当該地域に存する人家の被害を合わせ て考慮し、それが農地 1ha 以上の被害に 相当するものと認められる場合を含む。】 ⑥人家 5 戸以上に被害を及ぼす恐れのある 場合。 ⑦島根県地域防災計画又は市町村地域防 災計画に登載された、ため池、消防防災 施設、避難路などに被害を及ぼす恐れ のある場合。 (3) 防止工事の対象工法は、国庫補助事業の対 象工法と同じであること。 (4) 緊急に事業を施行する必要性が認められる こと。 (5) 本体工事に合わせ受益が発生する場合は 負担割合県 50%その他 50% [地すべり等防止法第 31 条、第 36 条] (6) 一カ所事業費が 1,000 千円以上。 |
| | | - | 50 | 50 | |

| 事業名 | 区分 | 負担割合 | | | 採択基準 |
|---|---|------|-----|-----|--|
| | | 国 | 県 | その他 | |
| <p>県単農地防災施設長寿命化事業</p> <p style="text-align: right;">防災G</p> | <p>地すべり防止施設、海岸保全施設、農地防災ダムの老朽化等に伴う更新・補修等</p> <p>ア、工事請負費 イ、委託料 ウ、公有財産購入費 エ、補償・補填及び賠償金 オ、需用費</p> | - | 100 | - | <p>農地防災施設長寿命化事業実施要綱(H26.4.1 施行)によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設に係るものであること。 2. 地すべり防止区域内における地すべり防止施設の補修等に係るものであること。(農村振興局所管) 3. 地すべり防止区域の表示に関するもの。(農村振興局所管) 4. 県が管理する海岸法に基づく海岸管理施設の補修等に係るものであること。(農村振興局所管) 5. 県が管理する湖岸堤防施設の修繕等に係るものであること。 6. 県が管理する農地防災ダム本体及び付帯施設の補修等に係るものであること。 |
| <p>県単県営地すべり対策事業</p> <p style="text-align: right;">防災G</p> | <p>地すべり防止工事及び落石防止対策工事</p> <p>ア、工事請負費 イ、委託料 ウ、公有財産購入費 エ、補償・補填及び賠償金 オ、需用費</p> | - | 100 | | <p>県単県営地すべり対策事業実施要綱(H24.3.1 施行)によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地すべり防止区域(地すべり指定予定区域を含む。)及び地すべり危険地における対策工事であること。 2. 国から採択を受けた区域において国庫補助事業を補完することで計画的な対策の促進を図るものであること。 3. 地すべり危険区域及び隣接地において落石防止等の対策を行うもの。 4. 地すべり防止区域の指定に係る調査等であること。 5. 地すべり対策工事(地すべり防止工事)の実施に必要な諸条件について調査し、事業計画を立案する調査であること。 |
| <p>農地防災ダム付帯施設更新事業</p> <p style="text-align: right;">防災G</p> | <p>農地防災ダムの整備・更新</p> <p>ア、工事請負費 イ、委託料 ウ、公有財産購入費 エ、補償・補填及び賠償金 オ、需用費</p> | - | 94 | 6 | <p>農地防災ダム付帯施設更新事業実施要綱(H23.4.1 施行)によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 県が管理する農地防災ダム本体及び付帯施設の整備・更新に係るものであること。 |
| <p>県単ため池安全確保事業</p> <p style="text-align: right;">防災G</p> | <p>ため池の応急整備、廃止、施設の点検等</p> <p>ア、工事請負費 イ、委託料 ウ、補償</p> | - | 67 | 33 | <p>県単ため池安全確保実施要綱(H23.5.8 施行)によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国庫補助事業対象とならないこと。 2. 貯水量が300㎡以上のため池とする。 3. 家屋、道路、公共施設に被害が想定されること。 4. ため池廃止は利用者の同意があること。 5. 事業費が1,000千円以上であること。 <p>※ため池の応急整備、廃止や廃止に伴う排水路整備等のハード事業の要件</p> |

| 事業名 | 区分 | 負担割合 | | | 採択基準 |
|-------------------------------|--|------|----|-----|--|
| | | 国 | 県 | その他 | |
| 県単農地有効利用支援 整備事業 水利G | 耕作放棄の未然 防止を目的とした 農地や農業水利 施設等の簡易な 整備を支援 事業の種類 (1)農業用排水 施設 (2)暗渠排水 (3)客土 (4)区画整理 (5)土壌改良 (6)鳥獣侵入防止 施設 (7)農用地の改良 又は保全 (8)営農用水施設 (9)農道 (10) 特認 | - | 50 | 50 | 1 受益面積の合計が5ha未満であること。 2 耕作放棄地となるおそれのある農地の認定 が必要。(認定は市町村長) 3 事業主体 市町村・土地改良区 |
| 県単基幹水利施設整備 事業 水利G | 基幹的な農業水 利施設の機能を 適切に保全して いくため、「県営 水利施設等保全 高度化事業」など の国庫補助事業 を補完し、老朽化 した水利施設の 補修・修繕(予防 保全対策)を計画的 に実施するもの。 | - | 75 | 25 | 1 県営事業として実施する国庫補助事業(県営 水利施設等保全高度化事業)の実施要件に準 ずる。 2 事業主体 県 |

| 事業名 | 区分 | 負担割合 | | | 採択基準 |
|-------------------------------|--|------|----|-----|--|
| | | 国 | 県 | その他 | |
| 県単基幹水利施設緊急 修繕事業 水利G | 基幹的な農業水利施設の老朽化に伴う故障や事故等が発生した場合、迅速に修繕・復旧ができるよう取り組むもの。 | - | 75 | 25 | 1 国営事業で造成された施設もしくは県営基幹水利施設保全対策実施方針に記載されている施設であること。 2 緊急性を要し、かつ維持管理の範疇を越えた対策が必要であるもの。 3 事業主体 県 |
| | | | | | |

| 事業名 | 区分 | 負担割合 ()は5法指定地域 | | | 採択基準 |
|--------------------------------|------------------------|--------------------|------|------|--|
| | | 国 | 県 | その他 | |
| ふるさと農道整備事業 (県 営) 農道整備G | 一般(開設・改良) (内地・離島) | — | 90 | 10 | <p>1. 目的 定住促進対策の一環として、緊急に行う必要がある農道の整備や保全対策を推進し、農業農村の振興と定住環境の改善に資するために実施するもの</p> <p>2. 事業内容 (1)促進型……国庫交付金の県営農道整備事業と本事業の施行区間を区分して行うもの (2)合併型……国庫交付金の県営農道整備事業と本事業の施行内容を区分して行うもの(拡幅等) (3)単独型……以下の条件を満たし本事業で実施するもの ① 集落と集落、集落と基幹的道路又は基幹的公共施設との間を結ぶ農道の開設、改良等 ② 農村地域の定住環境の改善にも大きな役割を果たす農道の開設、改良等</p> <p>3. 実施基準 (1) 県営農道整備事業により実施する路線に接続する路線で受益面積が概ね 10ha 以上 単独で実施する路線は、受益面積が概ね 50ha 以上(過疎、山振、半島にあつては 30ha 以上) (2) 全幅員が 4.0m 以上 (3) 単独型は国庫交付金事業採択要件に合致しない地区であること (4) 事業完了後、市町村が農道として管理する路線であること (5) 単独型は農業農村整備事業管理計画の中に農道として計画されていること</p> |
| | 保全対策(内地) | — | 75 | 25 | |
| | 保全対策(離島) | — | 77.5 | 22.5 | |
| | 上記工事費以外の事務的経費 (事務費) | — | 100 | — | |